



「国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案)」の策定について

平成22年8月9日

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管公共事業の事業評価における今後の新たな取り組みとして、政策目標評価型事業評価の導入について、本年4月5日に発表したところです。今般、その内容も含めて、「国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案)」を策定しました。

本基本方針(案)のポイント

- 事業の必要性や内容が検証可能となるよう評価の手法を改善
 - ・事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、原因分析
 - ・政策目標の明確化
 - ・政策目標に応じて評価項目を設定し、代替案を提示した上で、具体的データやコスト等から比較、評価
- 計画段階の事業評価を導入
 - ・代替案の比較評価を行う計画段階における事業評価を導入
- 試行の実施方針
 - ・平成22年度においては、一部の直轄事業について計画段階評価を試行

添付資料

[基本方針\(案\)](#) (PDF ファイル86.2KB) [概要](#) (PDF ファイル152KB) 

お問い合わせ先

国土交通省大臣官房技術調査課課長補佐 馬渡

TEL: 03-5253-8111 (内線37682) 直通 03-5253-8593

国土交通省大臣官房公共事業調査室専門官 山形

TEL: 03-5253-8111 (内線24295) 直通 03-5253-8258

国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入 についての基本方針（案）

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、直轄事業等の事業評価において、以下の取り組みを実施する。

- ① 事業の前提となる政策目標を明確化した上で、事業の必要性及び事業内容の妥当性が検証可能となるよう評価の手法を改善する。
- ② 計画段階における事業評価（計画段階評価）を導入する。

第2 本基本方針（案）の位置づけ

評価の手法の改善についての基本的な考え方及び計画段階評価の基本的な枠組みを示し、試行の実施方針を定める。

第3 評価の手法の改善についての基本的な考え方

以下の考え方を基本とするものとし、所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。）は、必要に応じて事業種別ごとに評価の手法を設定する。

- ① 事業目的となる解決すべき課題・背景を把握し、その原因を分析する。
- ② 達成すべき政策目標を明確化する。
- ③ 政策目標に応じて必要な評価項目を設定し、事業内容の妥当性等について、代替案を提示した上で、具体的データやコスト等により比較、評価を行う。

第4 計画段階評価の基本的枠組み

1 評価の対象とする事業の範囲

国土交通省が所管する公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、別表に掲げる直轄事業及び独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く）とする。

2 評価の実施時期

評価の実施時期は、事業種別ごとに別表に掲げる時期を原則とする。ただし、災

害や事故の発生又は兆候により緊急の実施を要すると認められる事業を行う場合は、新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

なお、計画段階評価後一定期間（５年間）を経過した後も事業化していない場合は、再度、計画段階評価を実施する。

3 評価の実施

① 評価の実施主体は、本省又は地方支分部局とし、所管部局（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局という。以下同じ。）が事業種別に応じて定める。

② 地方支分部局又は独立行政法人等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、評価を受けるために必要な資料を作成するとともに、評価の実施主体に提出する。

③ 評価の実施主体は、事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。

なお、河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等における当該事業の代替案の比較評価を含めた審議及び都道府県の意見聴取を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合には、計画段階評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

④ 本省は、地方支分部局又は独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、対応方針を決定する。

4 評価結果の公表及び関係資料の保存

対応方針の決定者及び所管部局は、評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、評価の根拠等とともに公表する。また、地方支分部局又は独立行政法人等は、評価の基礎となった関係資料を保存する。

5 評価の手法

第３の基本的な考え方を踏まえて、計画段階評価を実施するものとする。

第５ 試行の実施方針

平成２２年度においては、計画段階評価の対象とする事業のうち一部の直轄事業を対

象に、別表で掲げる時期において、計画段階評価を実施する。

第6 その他

1 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

第7 施行

本基本方針（案）は、平成22年8月9日から施行する。

第8 経過措置

平成23年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する直轄事業等のうち、計画段階評価の対象とする事業については、計画段階評価を新規事業採択時評価と併せて実施するものとし、平成24年度及び平成25年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する直轄事業等のうち、計画段階評価の対象とする事業については、計画段階評価を新規事業採択時評価と併せて実施することができるものとする。

平成26年度以降の予算に係る新規事業採択時評価を実施する道路局所管の新設・改築事業において、別表に掲げる都市計画や環境影響評価の手続きに入る前の段階を過ぎている事業については、新規事業採択時評価の前年度までに計画段階評価を実施することを原則とする。

(別 表)

所管部局	計画段階評価 の対象とする事業	計画段階評価の実施時期
河川局	河川事業	新規事業採択時評価の前年度まで
河川局	ダム事業	新規事業採択時評価の前年度まで
河川局	砂防事業	新規事業採択時評価の前年度まで
河川局	地すべり対策事業	新規事業採択時評価の前年度まで
河川局・港湾局	海岸事業	新規事業採択時評価の前年度まで
道路局	新設・改築事業	都市計画や環境影響評価の手続きに入る前の段階 上記手続き対象外の場合は、新規事業採択時評価の前年度まで
港湾局	港湾整備事業	新規事業採択時評価の前年度まで
航空局	空港整備事業	新規事業採択時評価の前年度まで
都市・地域整備局	都市公園事業	新規事業採択時評価の前年度まで